

IV

地域コミュニティ活性化の ためにとりうる方策



Ⅳ 地域コミュニティ活性化のためにとりうる方策

1. コミュニティ政策に関する近年の動向

(1) 地域運営組織について

① 地域運営組織の検討の経緯

平成26（2014）年に第二次安倍内閣が東京一極集中の是正と地方の人口減少対策として掲げた「地方創生」に関する一連の政策の中で、特に人口減少が著しく従来の地縁組織が共助の機能を果たせなくなりつつある中山間地域において、多世代が交流し抱える様々な機能を持つ「小さな拠点」の形成と「地域運営組織」が政策のメニューとして位置づけられた。

総務省では平成25（2013）年度から「暮らしを支える地域運営組織に関する研究会」（座長：小田切徳美明治大学教授）を設置し、平成29（2017）年度には引き続き「地域運営組織の形成及び持続的運営に関する研究会」を設置して、地域運営組織に関する事例調査や推進方策の調査研究を行っている。並行して内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が平成28（2016）年3月に「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」（座長：小田切徳美明治大学教授）を立ち上げ、12月に最終報告（以下「有識者会議報告」）が提出された。

地域運営組織は、市町村合併による行政区域の拡大や人口減少・高齢化による地域コミュニティの衰退、住民自治機能の低下など特に中山間地域の直面する課題に対して、前章で紹介した「きらりよしじまネットワーク」や雲南市の「小規模多機能自治」の考え方などの先行事例を範としている。

地域運営組織は地域課題の解決のために、地域コミュニティを構成する多様な主体が連携した「実行組織」である。従来の町会・自治会等の地縁組織を中心とした共助や相互扶助活動から一歩踏み出した活動を行う組織として定義されている。

【地域運営組織の定義】

●「まち・ひと・しごと創生総合戦略」2015改訂版（平成27（2015）年12月閣議決定）

持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」（今後もその集落で暮

らすために必要な、自ら動くための見取り図）に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業体の話し合いの下、それぞれの役割を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織

●総務省「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。具体的には、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出した活動を行っている組織

② 都市部における地域運営組織

地域運営組織は、中山間地域に暮らし続けるための取組として議論されてきたもので、過疎化によって市場による生活サービスの提供が困難になっている状況を住民自らの力で打開する方策としてイメージされてきた。有識者会議報告では、都市部においても、例えば高度経済成長期に整備した一部の大規模な住宅開発地域や住宅団地などにおいて、高齢化や空き家の増加などが進み、中山間地域と同様な問題を抱える地域も増えており、地域運営組織の取組や支援を行う必要があるとしている。都市部の郊外大規模開発地域では公共交通機関の減便や商店街の衰退など、現実には生活サービスの提供が問題になっている地域もあり、地域運営組織による高齢者の介護や買い物支援等が行われている。有識者会議報告では都市部においてはこうした活動を行政が横展開する形で支援を行うことが重要であるとしている。

現時点では、23区内では生活サービスの提供に果たす地域運営組織の役割が大きくなることは想定されにくい。高齢者介護事業などの地域支援事業の受け皿や、従来は町会・自治会等の地縁組織が中心に担ってきた地域の見守り活動やまちづくり活動等、市場で提供されない様々な公共的活動を担う役割としての地域運営組織を検討する意義は大きい。

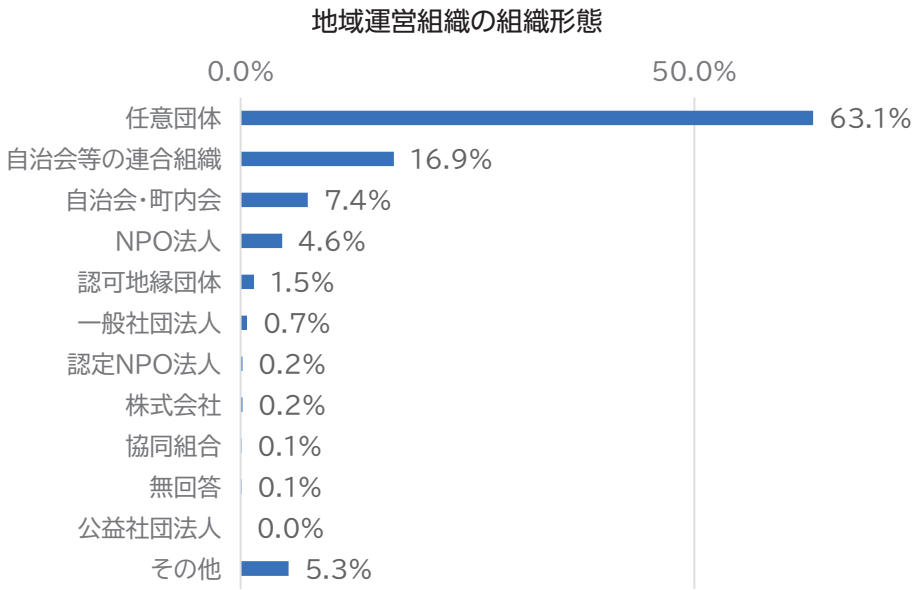
③ 町会・自治会と地域運営組織

総務省の報告書によれば、地域運営組織の発展プロセスには、町会・自治会などの地縁組織を中心としてその延長線上で実行組織を形成していくタイプと、NPO法人など社会課題の解決を目的として活動する法人が中心となって地域を巻き込んで形成していくタイプがある。前者を「自治中心型」、後者を「事業中心型」としている。

総務省が令和元（2019）年度に実施した「地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果」では地域運営組織の組織状況について全市区町村を対象とした調査を行っている。アンケートに回答した1,694市区町村のうち、「暮らしを支える活動に取り組む地域運営組織がある」と回答したのは742市区町村（43.8%）である（東京都は62市区町村の回答のうち、11市区町村（17.7%）が地域運営組織があると回答している）。また、「ない」と回答した自治体もそのうち83.3%が地域運営組織を立ち上げていく必要性を感じているという結果が出ている。また、実行組織を有する地域運営組織（4,929組織）に対する調査によると、その組織形態として「自治会・町内会」が7.4%、「自治会等の連合組織」が16.9%となっており、約1/4の組織が町会・自治会関連となっている。

このような実態からも「自治中心型」の発展プロセスを経ている地域運営組織が多いと考えられる。特に市町村合併によって住民自治への認識が高まり、行政と地域住民、多様な主体の協働が推進されるようになり、自治基本条例や協働の条例や指針等が制定されて、小学校区などを単位とする広域的な協議組織が設けられるようになった。こうした協議組織を活動拠点の提供や補助金などで行政が支援し、地域運営組織へと発展する例が多いとされる。例えば、雲南市の「地域と行政の協働のまちづくりに関する基本協定書」に基づく小規模多機能自治の取組がそれにあたる。

地域運営組織には「協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの（一体型）や、協議機能を持つ組織から 実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）」など、地域の実情に応じて様々なものがある。前章の神戸市の事例は後者に近い。しかし、地域運営組織の63.1%が法人格を持たない任意団体となっており、国は安定的、持続的に活動していくために、市町村への支援を通じて地域運営組織の法人化を推進する方針が示された。



（総務省「令和元年度地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果」を元に作成）

(2) 地域自治組織のあり方

平成27(2015)年7月に設置された「地域自治組織のあり方に関する研究会」(座長：名和田是彦法政大教授)において、町会・自治会等の地縁団体との関係も含めて新たな地域自治組織の可能性についての提案をまとめている。(「地域自治組織のあり方に関する研究会報告書」平成29(2017)年7月)

これによると、今後、高齢化や人口減少が加速し、基礎自治体は住民のニーズにきめ細やかに応えていくことが困難になるため、「地域運営組織」の役割が増大していくとし、課題として現行の地縁型の法人制度を見直して特別の位置づけや役割を付与することが必要であるとしている。あらためて町会・自治会等の地縁団体の役割が重視される方向にある。

さらに、費用負担を求める仕組みや、市町村事務の一部を処理する組織、特別地方公共団体としての位置づけなど、新たな地域自治組織の可能性について言及されている。

また、平成29(2017)年10月には、「高齢者(65歳以上)人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、バックキャスティングに今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討すること」を目的として、「自治体戦略2040構想研究会」(座長：清家篤慶應義塾学事顧問)が設置された。

第二次報告書(平成30(2018)年7月)によると、今後は東京圏でさえも人口減少が見込まれ、「人口減少と高齢化により、公私それぞれの人々のくらしを支える機能が低下する」。自治体は経営資源の制約により、従来の方法や水準で公共サービスを維持することが困難になるため、住民ニーズを満たす「共助によるサービス提供体制をいかに構築するか」が課題である。自治体は、「プラットフォーム・ビルダー」として新しい公共私の協力関係を構築し、住民生活に不可欠なニーズを満たすことが求められる」とし、大都市部では住民同士の関係性が希薄で「地縁による共助の担い手が乏しい」ため「負担を分かち合い、くらしを支えるための体制を構築して、共助の場を創出する必要がある。そのため、地域を基盤とした新たな法人を設ける必要があるのではないか」。

すなわち、町会・自治会などの既存の地縁組織を含む民間の「地域運営組織」が共助による支え合いの基盤となることを期待するとともに、すでにこうした組織が担い手となっている地方においても、継続的な活動に必要な人材、資金、ノウハウを十分に確保できるよう、「地縁組織の法人化等により、組織的基盤を強化する必要がある」と述べている。

しかし、前出の「有識者会議報告」では、地域運営組織の法人化について、「地

域の住民であっても、必ずしも全ての者が組織の構成員として加入すると限らない」、「地域運営組織が実質的に地域代表性を有しているといい得るためには、地域運営組織が住民の一部でなく相当数の住民の意思を的確に反映して運営されていること」などを考慮し、「その具体的な判断基準や地域代表性を付与するための手続については、地域の実情が多様であることを踏まえ、国が一律的に取り扱うのではなく、地方公共団体の裁量の余地を持たせるべき」と注釈している。

地域コミュニティとして、地域自治組織、地域運営組織、小規模多機能自治など様々な名称が提唱されているが、従来型の町会・自治会等の地縁組織を基礎としてNPOや社会福祉団体、企業等を包括し、地縁組織が担ってきた共助や公共的なサービスをどう継続的に提供するかが課題であり、自治体によっていろいろな仕組みがある。

I

1

2

3

4

II

1

2

3

III

1

2

3

IV

1

2

資料編

1

2

3

4

2. 町会・自治会等に対する方策－世代間交流と活性化

(1) 町会・自治会の課題と論点

① 加入率の低下、住民の参加・関心の低下

町会・自治会アンケート調査では、町会・自治会の課題として「住民の関心が低く行事等への活動の参加が少ない」、「加入率が低い」という回答が多い。加入率や住民の関心の低下は全国的な現象であり、東京に特徴的な現象というわけではないが、東京では地方都市とは別の観点から問題がある。

大都市では地縁的な組織を補完するNPOなどが活発に活動している一面があり、そのために既存の町会・自治会が果たしている機能や役割が、住民にとって見えにくくなっているという側面もある。しかし、地域コミュニティの中では町会・自治会が依然として中心的な存在であり、町会・自治会こそが地域コミュニティの「自治力」や「共助力」を支えている。その意味では、町会・自治会への加入率の低下や関心、参加の低下は、地域社会を支える基盤が弱体化しているともいえ、きわめて重要な問題である。

地方都市や人口減少地域では、町会・自治会等への加入率低下は地域の「共助力」の低下に直結するために、国は「地域運営組織」といった地域コミュニティの制度化を後押ししており、地域活性化のためにも重視している。地方都市の先進事例として紹介した「きらりよしじまネットワーク」の取組や雲南市の「小規模多機能自治」も、弱体化しつつある既存の町会・自治会を、新しい地域コミュニティの枠組みの中で再生する取組である。

これらの事例の中では、組織運営における様々な工夫や行政の支援によって、普通の住民たちがいきいきと活動に参加し、地域の共助、相互扶助の活動が生きがいともいえる様子が見えた。人間関係が希薄な東京で、このような濃密な関係を構築することは難しいかもしれないが、都市的な関係の再構築と東京ならではの多様な協働によって地域コミュニティを活性化していくことは可能であろう。

② 役員の高齢化、担い手不足

町会・自治会の抱えるもっとも大きな問題が、活動の担い手不足である。町会・自治会アンケート調査では、「役員の高齢化、なり手不足等」が問題だとする解答が最も多く、非常に深刻な問題ととらえられている。

また、アンケート調査で明らかなように、役員の高齢化は予想以上に進んでおり、超高齢化といってもよい。地域課題の多様化とともに行政からの依頼業

務も増え、高齢の役員にとっての負担は大きい。そのことが役員の交代を躊躇させる大きな要因となっていると思われ、世代交代を進めるためには役員の負担軽減をはかるとともに、業務の見直しや効率化が大きな課題となる。

また、町会・自治会は地域の意見を集約したり代弁する役割も期待されているため、会長は様々な行政関係の委員を依頼される。アンケート調査では、一人の会長が4～5の役職を兼務しているという結果になった。学校関係、青少年育成や法律で委嘱される民生委員、児童委員まで様々な役職を兼務しているが、こうした役職は一定の年齢、経験を経た世代でなければなかなか職責を果たすことは難しい。こうした点も、役員の世代交代が進まない要因である。

③ 若い世代の参加

町会・自治会の担い手の世代交代をはかり、若い世代の参加を推進していくためには若い世代のニーズに対応した活動が求められる。人材育成のための研修等を行っている区もあるが、地域コミュニティでの活動に対する興味や関心を引き出す取組は十分とは言えない。

また、ヒアリングや事例調査からは、地域の実情、ニーズに応じた自由で楽しい、達成感のある活動がカギとなることがわかった。現状では見守り活動、美化活動、地域の親睦や交流など、従来から行われている活動でマンパワーにも余裕がなく、新たな活動や事業を始めることはなかなか困難である。こうした状況を打開するためにも、若い世代の発想や行動力をいかに活用するかが重要である。

④ 町会・自治会の仕事の増加と負担

町会・自治会は行政の下請け組織であってはならないが、実態として行政サービスの末端を担っている。特に広報物の配布、回覧板など、情報伝達の役割を期待されている。町会・自治会を通して広報をしているのは区役所だけでなく、消防や警察、学校などもある。

町会・自治会のアンケート調査からは区からの依頼業務の負担が課題としてあげられているが、区に対するアンケート調査では依頼業務にほとんど変化はない、または一部の区で増加したという回答があり、業務の削減や見直しをした区はなかった。

また、行政から依頼される業務だけでなく、地域課題への対応、地域のまちづくりのために自主的に取り組む活動が増えており、こうした仕事が増えている面もある。

I
1
2
3
4
II
1
2
3
III
1
2
3
IV
1
2
資料編
1
2
3
4

⑤ ICT、インターネットの活用

ICT（情報通信技術）の進歩によって、遠隔地とのコミュニケーションが容易になり、企業や団体の運営効率化にも多大な貢献をしている。特にコロナ禍によって社会全体としてインターネットの利用が大きく進み、リモートワークが一般的になってきた。

町会・自治会でSNSやインターネットの活用が進まないのは高齢の役員のスキル不足といわれることが多いが、高齢者でもスマホを利用している人は多く、現役時代に仕事で利用してきた経験があることも少なくない。少なくとも、役員間の連絡や情報共有などでは活用を進めていく必要がある。

町会・自治会活動での活用が遅れているのは、単にスキル不足だけが理由ではない。そもそも町会・自治会の活動は、見守り活動にしても防災活動にしても、人と人との交流が基盤となっており、良好な近隣関係、人間関係づくりが町会・自治会の重要な機能である。しかし、こうした活動においてICTを活用するノウハウがないことも一つの理由である。

また、行政から依頼される広報活動も、行政からインターネットで配信、公表されているにもかかわらず、町会・自治会を経由して伝達されるなど、長年の仕事のやり方が変わらないことも理由に挙げられる。

NPOや市民活動団体では、SNSの活用だけでなくオンラインでのイベントや交流会、セミナーなど、コロナ禍でインターネットを活用した新たな活動を展開しており、若い世代の参加を求めていくためには、ICTやインターネットを町会・自治会活動にどのように取り入れていくかが課題である。

⑥ 外国人住民との共生

町会・自治会アンケート調査では、外国人住民が「町会・自治会の会員」となっている団体は57.7%あり、「いない」という回答は26.9%だった。すでに外国人住民がいることが特別なことではなくなりつつある。

外国人住民との軋轢はほとんどがコミュニケーション不足であるといえる。各区では多言語のパンフレット等の配布や情報提供をしているが、言葉の面から日常生活の中で十分なコミュニケーションがとれないことが問題である。町会・自治会アンケートでは「電子翻訳機」の支援の要望があったが、こうしたコミュニケーションギャップの解消が課題である。

また、回覧板や広報紙、掲示板を主体とする情報発信については、単身者や若い世代ではこうした媒体を見ない人が多く、そうした面でコミュニケーション不足が指摘されるところである。

町会・自治会は、外国人だけでなく、年齢や生活習慣の違う多様な感覚を持った住民との共生という点からも課題を抱えている。

(2) 町会・自治会に対する区の方策

① 町会・自治会への加入促進策

加入促進のための妙手といえる施策は考えにくいですが、町会・自治会の活動や組織の存在をもっと住民に「見える化」することが求められる。

地域の美化、安全・安心の活動、行政からの広報や連絡調整等々、町会・自治会が当たり前のように行っている活動を、住民は知らないのではないか。町会・自治会の日常的な活動を、住民にわかりやすく、目に見える形で知らせていくことが第一歩となる。

「顔の見える町会」の一案として、役員の顔や取組事例等を写真で紹介した加入案内をつくるなどが考えられる。ホームページをつくっている町会・自治会もあり、区やNPOが町会・自治会のポータルサイトを設けている例もある。

また、様々な活動が、はたして地域で暮らす人のニーズにマッチしているのか、検証してみることも必要であろう。住民にメリットのある活動であれば、活動に参加する人も増えるのではないか。

コロナ禍でテレワークが普及し、地域にいる時間が増えている。行政は地域に関心を持ち、町会・自治会活動を知ってもらう好機ととらえ、加入や参加の促進策を拡充していくべきである。

なお、加入促進のための条例制定については、一般的に町会・自治会を含めて自主的に組織される団体に対して行政が加入を強制することはできない。そのため、第1章で説明した町会・自治会条例は加入促進の効果は直接的には期待できない。

② マンション等の加入促進

町会・自治会への加入や住民の参加割合が低いのはマンションである。多くの区で、マンションの開発に際して建設や管理に関する規制や事前協議等の手続きの過程で、町会・自治会への加入促進を行っている。開発手続きを定めた条例・要綱（マンション条例等）の中で、開発事業者に対して町会・自治会等への協力を定めている。

板橋区の条例では「管理者等及び居住者等は、居住者等間のコミュニティの形成を図るため、マンション内で組織する自治会を設置するよう努めるものとする」、「管理者等及び居住者等は、マンション内で自治会を組織していない場合は、地域コミュニティの形成のため、当該マンションの所在する地域の町会・自治会等への居住者等の加入について協議するものとする」と規定している。

こうした規定を実効性のあるものとするために、墨田区や北区では事前協議として「町会・自治会への加入誘導計画書」の提出を求めている。葛飾区も事前協議の段階で具体的な報告を求める要綱を定めている。

品川区の町会・自治会条例は、事業者に対して町会・自治会との連絡調整の担当者設置を求めているが、これらの既存の条例の中でも規定することは可能で、より具体的で実効性のある方策として参考になる。

マンション条例等は運用によっては新しいマンション住民の加入促進に効果的だと考えられるが、既存のマンションやアパート等の小規模な集合住宅は対象ではないので、所有者や管理者に対して別途の対策が望まれる。

地域コミュニティに関する規定のあるマンション条例・要綱等の例

地域力を生かした大田区まちづくり条例（令和2（2020）年3月施行）	
	・開発事業者、建築物管理者は、居住者による自治会等の設立を促すとともに、地域の自治会又は町会への加入を誘導するなど、地域コミュニティの形成に寄与するものとする
足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例（平成30（2018）年10月施行）	
	・マンションの建築主等、所有者等及び委託を受けて入居をあっせんする者は、自治会の設立又は地域の地縁団体への加入について、区と協議する
江東区マンション等の建設に関する条例（平成30（2018）年10月施行）	
	・事業者は規則で定める事項について入居者の誘導策等必要な措置を講ずる ・施行規則…町会・自治会への加入、地域住民との協定締結、地域行事等への参加
板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例（平成30（2018）年7月施行）	
	・管理者等及び居住者等は、マンション内で自治会を設置するよう努める ・マンション内で自治会を組織していない場合は、当該マンションの所在する地域の町会・自治会等への居住者等の加入について協議する
墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例（平成29（2017）年4月施行）	
	・事業者は、管理するマンションが所在する区域の町会、自治会等又は当該マンションで組織する自治会の広報紙の掲示等により、当該マンションの居住者等が町会等への加入及び町会等が実施する活動への参加を検討することができるよう努めなければならない ※事前協議として「町会・自治会への加入誘導計画書」の提出を求める
荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成25（2013）年4月改正施行）	
	・建築主等は、住宅等の入居者の既存の町会又は自治会への加入、町会等の設立等に関し、規則で定めるところにより、区長と協議し、必要な協力を行わなければならない
豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例（平成22（2010）年1月改正施行）	
	・建築主は、町会等への加入に関して、町会等と協議を行わなければならない
北区集合住宅の建築及び管理に関する条例（平成20（2008）年10月施行）	
	・建築主又は所有者等は、地域コミュニティの形成の促進を図るため、規則で定めるところにより、町会・自治会への加入等に関する協力を努めるものとする ※「町会・自治会加入誘導計画報告書」の提出を求める

葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱・細則	
	・事業者は、地域コミュニティ形成のため、入居者等の自治町会への加入に関して、当該地域の自治町会と協議を行うものとする ・事業者は、入居者等の自治町会への加入促進を図るために、宅地建物取引業法第35条第1項各号に掲げる事項の説明を行う書面に、自治町会の名称及び活動内容についての説明を記載するものとする ・事業者は、自治町会のお知らせ等を表示できる掲示板を入居者等が見やすい場所に設置する

(各区ウェブ情報から作成)

③ 若い世代の参加、新たな担い手の育成

町会・自治会が行っている活動、事業は多岐にわたり、経験や専門性が求められるものも多い。また業務量も多いので、現役で働く人たちが中心的な担い手となることはなかなか困難である。したがって、居住地で仕事をしている人や退職者など比較的昼間の時間が自由になる人が担い手とならざるを得ない。

役員の世代交代をはかり、若い現役世代の参加を求めていくための方策として、以下のようなことが考えられる。

- ・町会・自治会の事業を見直すことで役員の負担を軽減する（特に行政からの依頼業務を見直し、地域のニーズに応じた自主的な活動ができるように支援する）。
- ・手伝える時に手伝ってもらうサポーター制度などを導入し、気軽に町会活動に参加できるような仕組みをつくる（例えば、イベントの実行委員会方式など、活動の期間だけ参加する方式など）。
- ・「興味があることに、すきま時間で楽しみながら参加OK」というような形で気軽に参加できる方法を考える。
- ・神戸市で作成している、担い手発掘・育成に関するアイデアや工夫に先駆的に取り組み効果をあげている地域団体の事例を集めた「地域の担い手ちえぶくろ」やこうべソーシャルマガジン「まちのね」のようなものを作成し町会・自治会へ周知を行い取組の参考としてもらう。
- ・若い世代に向けたイベントの工夫。例えば、世代間交流（親子孫の三世代が集まるような）イベントで地域の文化を伝承させることにも繋がる。
- ・会議の方法などを改善し運営の効率化をはかる（きらりよしじまの「決めない会議」（交流、意見交換のための会議）と「決める会議」（議決、合意形成の必要な会議）に分けるなど）
- ・慣例的な組織運営やマネジメントの考え方を改める（そのための研修や人材育成の支援を行う）

これらの取組を進めていくためには、専門的な知識や経験を持つ活性化のためのコーディネーターを派遣したり、モデル事例を育成する等の支援策が考えられる。東京都では「地域活動支援アドバイザー」を派遣し、テーマごとに研修等を実施しているが、単発ではなく「寄り添い型」のコーディネーター派遣が望ましい。（例えば、横浜市では「まちづくりコーディネーター」制度があり、地域まちづくり活動に経験のある専門家を審査・登録し、地域の要望に応じてまちづくり活動支援に派遣している。）

I
1
2
3
4
II
1
2
3
III
1
2
3
IV
1
2
資料編
1
2
3
4

④ 町会・自治会同士の協働、コミュニティの様々な主体との協働

前述したように、町会・自治会の活動が住民には見えにくいことや、また当たり前に行っている活動が住民のニーズとマッチしているのかが一つの課題である。

例えば、雲南省の事例では、放課後の預かり保育やコミュニティ協議会でのマーケットの開設など、防災や子育て、産業の活性化などにおいて、直接的にメリットが見える活動が展開されており、そのことが自治組織への参加につながり、さらに効果を上げるという好循環が生まれている。住民の多様なニーズに対して、十分対応しきれない公共サービスや民間サービスを、住民の共助によって補っていく取組で、こうした考え方は今後は大都市でも必要になってくる。

すでに大都市部郊外でかつて大規模に開発された住宅団地では、住民の高齢化や空き家の増加、それに伴う商業施設の撤退、公共交通の減便など生活環境の悪化が課題となっており、一方では高齢者の介護や見守り、生活支援が喫緊の課題になっている。その対応として、例えば空き家を活用した介護拠点や住民の交流のためのコミュニティカフェの開設、コミュニティバスの運行などの取組を行っている地域コミュニティもある。(参考：「ザ・まち普請－市民の手によるまちづくり事業のキモ」NPO横浜プランナーズネットワーク刊)

このような活動は単位町会・自治会では難しいが、課題を抱えるエリアの町会・自治会の連合体やテーマに関係する諸団体やNPOの協働が求められる。東京では企業の参加も可能であろう。行政はこうしたプロジェクトの「起業」のための場づくりや多様な主体の調整、協働のコーディネーター役が期待されるところである。

⑤ 組織運営の効率化、ICTの活用

現役世代はメールやLINEなどのコミュニケーション・ツールを使って日常的な連絡を行っており、テレワークによって集会や会議の手法も様々に変わりつつある。町会・自治会で若い世代の参加を推進するためには、こうしたツールを活用し、彼らのライフスタイルや時間に合わせた参加の方法を工夫する必要がある。

SNS（ソーシャルネットワークサービス）は、グループ形成やゆるやかな人間関係・ネットワーク形成に有用なツールであるが、町会・自治会でも事業や活動ごとにSNS上でグループを作り、活動に参加したい人をゆるい関係性の中で仲間に入れていく等の活用が考えられる。

インターネット、ICTの活用は組織運営の効率化に有用で、したがって業務負担の削減にもつながってくる。災害時要配慮者への支援や日常的な高齢者、

子どもの見守り活動にも活用次第では作業効率をたかめることができるだろう。

行政は、町会・自治会活動のデジタル化、ICTの導入・活用を積極的に支援していくべきである。そのためには、行政からの情報発信（広報の電子化、掲示物の電子化など）や連絡調整にデジタル技術を導入することで、町会・自治会に活用を促していくことが必要である。

⑥ 町会・自治会のダイバーシティ（多様性）

町会・自治会アンケート調査では、重要な地域課題として「外国人住民に関すること」はもっとも低く、行政に重点的に取り組んでほしい施策の中でも最も低くなっている。すでに半数以上の町会・自治会で「外国人住民がいる」と回答していることから、外国人住民に関することが特別な課題ではなくなっていると理解できる。多文化共生に積極的な取組を行っている新宿区では、地域活動に参加したいと考えている外国人が一定数いることや、町会・自治会から外国人住民特有の問題は少なくなっている。

新宿区の多文化共生に関する調査で、活動してみたいこととして「町会の避難訓練や清掃など、地域活動に参加する」と回答した外国人が19.8%となっており、地域活動等を意識している外国人住民は一定数いる。

人口流動の激しい東京では、町会・自治会は様々な地域や文化的背景、価値観をもったきわめて多様な住民で構成される。外国人だけを特別に取り上げて問題視するのではなく、女性や学生、障がい者、外国人など多様な住民の参加と人材の活用によって、社会の諸課題や組織運営に対応していくという考え方（ダイバーシティ）が求められる。町会・自治会においては、同質性を要求するのではなく、ダイバーシティという観点から、地域の多様性と人材活用を進めていく必要がある。

町会・自治会のダイバーシティを進めるための取組として、以下のようなことが考えられる。

- ・行政は、町会・自治会に対して、共生社会の理念やダイバーシティの考え方の普及を図る。そのためには住民間の交流の機会や場づくりが重要であり、交流促進のためのファシリテーター（促進役）の支援などを行う。
- ・外国人住民に対しては、コミュニケーションの壁をとりのぞく対策を進める。例えば、新宿区では外国人住民と行政とのコミュニケーションをタブレット端末や通訳を通して行っている。
- ・町会ニュースや回覧板などの多言語対応、翻訳を工夫する。地域の人材を活用したり、行政が支援することも考えられるが、情報がデジタル化

I
1
2
3
4
II
1
2
3
III
1
2
3
IV
1
2
資料編
1
2
3
4

されれば、自動翻訳である程度の内容は理解できるので、こうした簡便な方法の工夫と普及を図っていく。

- ・雲南市のある地区では、「福祉カード」を作成し「おねがい会員・まかせて会員」を登録して災害時の要支援者と支援者のマッチングを行っている。このような取組をヒントに、町会・自治会活動の中で住民相互の助け合いや参加の仕組みを構築する。
- ・高齢化が進む町会・自治会の役員や執行部隊として、女性や学生、障がい者、外国人など多様な人材の活躍できる場や機会をつくる。そのためにはICTを活用して活動しやすい環境づくりが望まれる。
- ・高齢者や障がい者が参加しやすくするためには、町会会館等の活動場所のバリアフリー化が必要である。行政は会館等の支援メニューにバリアフリー化を入れて、町会・自治会の取組を促す。

(4) 特別区の地域コミュニティの基盤強化と組織のあり方

国や地方都市では、地域運営組織等の新たな取組が広がっており、特別区においても参考にしていく必要がある。こうした観点から、地域コミュニティと町会・自治会の組織のあり方について、留意すべき事項をまとめておきたい。

- ・町会・自治会は地域コミュニティの基盤として重要かつ不可欠な団体であるにもかかわらず、ほとんどが任意団体であるが、区と一体となって地域課題に取り組む団体として明確な位置づけを行う必要がある。
- ・単に地縁だけで自治組織を形成することは困難となっている。そのため地域コミュニティの在り方と目的を地域に関わる主体みんなで見直し、町会・自治会の位置づけや役割、改善方策を考えていく必要がある。
- ・雲南市の「小規模多機能自治」は、小学校区程度の規模を単位として自治組織を構成し、各自治組織は地域内のことを「自ら考え、決定し、実行」する。実行するのは、組織本体の場合もあれば、組織内の構成団体の場合もある。こうした地域コミュニティ内での多様な主体による協働の取組を推進していくことが重要であり、既存の町会・自治会を中心とした組織形成が課題になってくる。
- ・都市型コミュニティとして、神戸市のふれあいのまちづくり協議会は、指定管理者として地域の施設運営に関わっており、地域の実情に応じた福祉活動や交流活動を自主的に企画・実施している。地域コミュニティを育成するためには、指定管理者として一定の権限を地域に委譲することで組織基盤の強化とノウハウが地域全体に還元されるようなアプローチも検討すべきである。

多様な人々が集住する都市部では、多様なニーズに対応していくためには、人材・経験・ノウハウ等のリソースを町会・自治会の外から求めることになるし、また担い手となる団体や組織も存在する。しかし、地域コミュニティにおいてもっとも有力な組織は町会・自治会であり、地域コミュニティ活性化の様々な取組の中で町会・自治会の再生をはかっていくことは極めて重要である。

資料編

1. 23区アンケート調査票

特別区長会調査研究機構 地域コミュニティ関連施策調査票

A 町会・自治会に関する基礎データ

1 令和2年4月1日現在の区内の町会・自治会等の数について記入してください。

		こちらに数を入力してください。 存在しない場合は「0」と記入してください。	
単位町会・自治会	町会・自治会に加入しているおおよその世帯数		
	～50世帯		団体
	51～100世帯		団体
	101世帯～500世帯		団体
	501世帯～1,000世帯		団体
	1,001世帯～		団体
合計（区内の単位町会・自治会数）			団体
地区、区域ごとの連合町会・自治会			団体
認可地縁団体			団体

2 町会・自治会の組織化状況について、当てはまるものをひとつ選んで○をつけてください。

1. 区内全域で町会・自治会が組織されている
2. 区内に町会・自治会が組織されていない地域がある

→（2を選択した場合）

組織されていない地域はどのような地域でしょうか。簡単に記入ください

3 貴区における連合町会・自治会の役割等について簡単に記入ください。

次ページの参考資料のような、既存資料があればその添付で構いません。

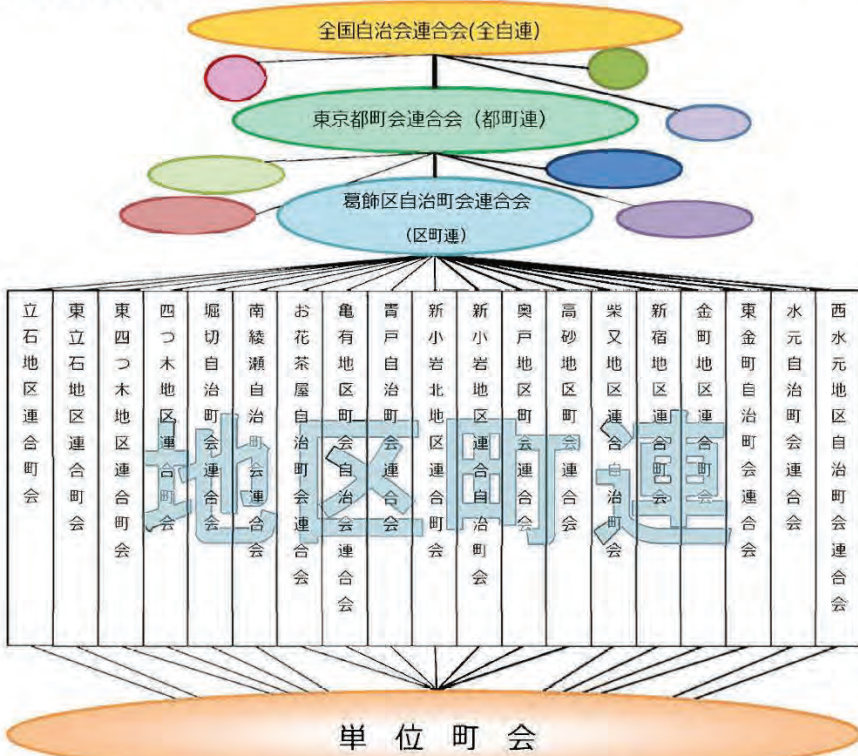
参考資料

基礎 他組織・団体との関係

地区町連・区町連

葛飾区を19の地区に分け、その地区内にある自治町会で組織した連合会が「地区町連」です。そして地区町連があつまり、葛飾区内の自治町会が加入するのが「葛飾区自治町会連合会（区町連）」になります。

地区町連は地区の課題、地域のイベントなどを地区内の自治町会で協力して行っています。住民の手で地域を作るという目的は単位町会と変わりありません。さらに、区町連では、自治町会の相互連携・情報交換や行政機関などとの協働・連絡のための活動を行い、自治町会のさらなる発展をめざしています。



都内区市町村の自治町会連合会が集まり都町連に、都道府県の自治町会連合会が集まり組織したものが全自連になります。

4 区内全域の町会・自治会への加入率に関する把握状況について、当てはまるものをひとつ選んで○をつけてください。

- 1. 区内全体の町会・自治会への加入率の把握は行っていない
- 2. 町会・自治会へのアンケート等によって町会・自治会への加入率を把握している
- 3. 区民意向調査等で町会・自治会加入率を把握している
- 4. その他の方法で町会・自治会加入率を把握している

→（2～4を選択した場合）

加入率 _____ %（ _____ 年 _____ 月時点）（ _____ 年毎に算出）

【調査名や加入率算出方法について簡単にご記入ください。】

- 5. その他（ _____ ）

5 貴区においてこれまで（過去 10 年程度）に町会・自治会の実態調査や活性化に関する調査研究、地域コミュニティに関する調査研究、委員会等の報告書や提言等がありますか。
ある場合は調査名と内容に関する簡単な説明を記入してください。

B 区から町会・自治会への依頼、支援等

6 区から単位町会・自治会への連絡等を主に実施している担当部署について、最も当てはまるものをひとつ選んで○をつけてください。

- 1. 区役所（本庁）で各町会・自治会とやりとりを行っている
- 2. 区内の出張所、支所、地域事務所等で町会・自治会とやりとりを行っている

→（1、2を選択した場合）連絡等を行っている部署名を記入してください

【例】区内に○ヶ所ある総合支所の協働推進課協働推進係/○ヶ所ある地区センターのセンター長 等

- 3. 地域担当職員がやりとりを行っている
- 4. その他（ _____ ）

7 町会・自治会の業務や事務に対して、職員が事務処理の支援などを行っていますか。
いずれかひとつ選んで○をつけてください

- 1. 行っていない
- 2. 行っている

→（2を選択した場合）支援内容について当てはまるもの全てに○をつけてください。

- 1. 町会・自治会で必要とする物品（清掃用具・防災用品等）の集中購買
- 2. 町会・自治会活動で使用する会場の公用使用申請
- 3. 会議資料の作成や議事録作成等
- 4. 助成金等の書類作成
- 5. その他（ _____ ）

8 貴区では町会・自治会等への広報物の配布や掲示等の日常的な業務はどのような形で依頼していますか。当てはまるものをひとつ選んで○をつけたうえで、内容をご記入ください。

- 1. 町会ごとに依頼する業務内容について、文書（覚書、委託契約書、協定書等）を取り交わしている
- 2. 連合町会・自治会等の単位で文書（覚書、委託契約書、協定書等）を取り交わしている
- 3. 特に文書は交わしておらず、慣例に従って依頼している
- 4. その他

簡単に内容をご記入ください。

8-1 上記依頼事項について、町会・自治会に対して委託費や報償費等を支払っていますか。
いずれかに○をつけてください。

- 1. 支払っている

支払根拠や支払金額等を可能な範囲でご記入ください。

- 2. 支払っていない

9 令和元年度の町会・自治会への依頼や連携・協働した業務について、過去（3年程度）と比較して増減はありましたか。ひとつ選んで○をつけてください。

- 1. 増加している
- 2. 減少している

→（1、2を選択した場合）

増加・減少した内容をご記入ください。

- 3. 大きな増減はない

10 以下のうち、貴区が町会・自治会に選出・委嘱を依頼している委員等のすべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 民生委員、児童委員等 | 2. 各種統計調査員（国勢調査員 等） |
| 3. 青少年健全育成に関する委員 | 4. 環境美化等に関する委員 |
| 5. 健康、スポーツ等に関する委員 | 6. 小中学校等に関する委員 |
| 7. 公共施設運営・評価等に関する委員 | 8. 防災等に関する委員 |
| 9. 防犯等に関する委員 | 10. 区主催イベントの実行委員 |
| 11. 行政評価等に関する委員 | 12. 協働推進等に関する委員 |
| 13. 国民健康保険運営等に関する委員 | 14. 生涯学習等に関する委員 |
| 15. 情報公開、個人情報等に関する委員 | 16. 都市計画等に関する委員 |
| 17. 文化、芸術等に関する委員 | 18. 長期計画等策定に関する委員 |
| 19. 選挙に関する委員等 | |
| 20. その他 | |

【その他記入欄】

11 貴区内の各町会・自治会の会議等の活動拠点について、
分かる範囲で構いませんのでおおよその比率をご記入ください。

	全町会・自治会に占める割合
(a) 独自の拠点を持っている町会・自治会	%
(b) 公共施設以外の拠点を借りている町会・自治会	%
(c) 公共施設を利用している町会・自治会	%
(d) その他	%

12 前設問（問 11）の「公共施設を利用している」町会・自治会の公共施設利用形態について、
分かる範囲で構いませんのでおおよその比率をご記入ください。

	全町会・自治会に占める割合
(a) 公共施設を都度貸与している	%
(b) 公共施設を無償貸与して、町会が自主運営している	%
(c) 公共施設の運営を町会に委託している	%
(d) その他	%

13 町会・自治会活動支援として、インターネット・SNS 等の ICT を活用するための支援を行っていますか。
あてはまるものをひとつ選び○をつけてください。

1. 支援を行っている
2. 支援を予定している

→（1、2 を選択した場合）

パソコンやオンライン会議用機材等のハードの支援、利用方法の講習など、支援策をご記入下さい。

3. 特別な支援は行っていない

14 町会・自治会の会館整備に対して行っている助成として、当てはまるものを全てを選択し、
補助率や上限金額をご記入ください。

	補助率	限度額
(a) 用地取得に対する助成	%	
(b) 用地の地盤改良に対する助成	%	
(c) 旧建物の解体に対する助成	%	
(d) 既設建物の購入に対する助成	%	
(e) 登記に対する助成	%	
(f) 新築に対する助成	%	
(g) 増改築に対する助成	%	
(h) 修繕に対する助成	%	
(i) 耐震補強に対する助成	%	
(j) 耐震診断に対する助成	%	
上記以外にあれば以下にご記入ください		
	%	
	%	
	%	

15 以下に挙げる町会・自治会を対象とした補助・助成について、実施の有無を選択し、実施している場合は
今年度（令和 2 年度）予算額をご記入ください。また、以下に挙げる内容以外の補助・助成がありましたら
下欄に追記ください（上記町会・自治会会館整備関連（14）を除く）。

助成事業	該当 （いずれかに○）	R2 年度予算額
町会活動全般に対する助成 （町会の規模に応じた助成等）	有 ・ 無	万円
町会会館の家賃に対する助成	有 ・ 無	万円
町会会館の光熱水費に対する助成	有 ・ 無	万円
活動場所の使用料に対する助成	有 ・ 無	万円
倉庫等の使用に対する助成	有 ・ 無	万円
掲示板設置及び修繕に対する助成	有 ・ 無	万円
地区まつりなど行事の開催に要する経費の助成	有 ・ 無	万円
私道防犯灯の設置・取替にかかる経費の助成	有 ・ 無	万円
防犯パトロールの物品購入に対する助成	有 ・ 無	万円
防犯カメラの設置や維持管理に対する助成	有 ・ 無	万円
防災資器材に対する助成	有 ・ 無	万円
防災服・防災靴の購入に対する助成	有 ・ 無	万円
清掃活動に対する助成	有 ・ 無	万円
町会・自治会活動保険の保険料に対する助成	有 ・ 無	万円
上記以外に助成事業があれば以下にご記入ください		

I
1
2
3
4

II
1
2
3

III
1
2
3

IV
1
2

資料編
1
2
3
4

16 以下に挙げる町会・自治会の活性化や加入促進に関する区の施策について、実施の有無を選択し、実施している（実施予定も含む。）場合は事業名や具体的な内容・ねらいを記載してください。また、以下に挙げる内容以外の施策がありましたら下欄に追記ください。

町会・自治会に対する施策等	該当 (いずれかに○)	事業名/具体的な内容
町会・自治会に対して外部人材を派遣 (専門家やアドバイザーの派遣)	1. 実施している 2. 実施していない	
役員を対象とした講座や講習会	1. 実施している 2. 実施していない	
マンション居住者向けの加入促進施策	1. 実施している 2. 実施していない	
区外からの転入者に対する町会・自治会への加入促進施策	1. 実施している 2. 実施していない	
若年層に対する町会・自治会活動への参加や加入してもらうための施策	1. 実施している 2. 実施していない	【対象としている世代・年代もご記入ください】
リタイアした世代に対して町会・自治会活動に参加してもらうための施策	1. 実施している 2. 実施していない	
町会・自治会活動を広く知ってもらうための広報・PR 等	1. 実施している 2. 実施していない	
企画提案や資材（チラシ等）の提供など、町会・自治会の加入促進活動への支援	1. 実施している 2. 実施していない	
自治会加入促進のための条例や要綱の策定を実施ないし検討	1. 実施している 2. 実施していない	
町会・自治会が実施するイベントの企画・運営支援	1. 実施している 2. 実施していない	
上記以外に施策等があれば以下にご記入ください		

17 貴区では外国人住民に対して、町会・自治会への加入促進や地域コミュニティへの参画に関する施策を行っていますか。いずれかに○をつけ、実施している場合は内容をご記入ください。

1. 実施している

内容をご記入ください。

2. 実施していない

18 貴区では町会・自治会に対して、外国人住民や多文化共生に関する情報提供や啓発を行っていますか。いずれかに○をつけ、実施している場合は内容をご記入ください。

1. 実施している

具体的な内容をご記入ください。

2. 実施していない

19 貴区において、外国人が町会・自治会/地域コミュニティ活動に積極的に参加している事例や、町会・自治会が外国人を積極的に勧誘している事例があれば教えてください。
(団体名を伏せてご記入いただいても構いません)

【団体名】

【事例概要】

20 貴区において、若い世代や幅広い世代が活動に参加していたり、これまでの町会・自治会活動にはない新しい活動を行っている、活発な町会・自治会があれば教えてください。
(団体名を伏せてご記入いただいても構いません)

【団体名】

【活動概要】

C 地域コミュニティ等に対する考えについて

21 貴区において、地域コミュニティや町会・自治会の運営や活性化について特に重要な課題と捉えている事項について、自由にご記入ください。

22 町会・自治会ないし区民等とのやり取りや関係構築のなかで特に配慮していることや悩んでいることはありますか。自由にご記入ください。

D 新型コロナウイルスに関する動向について

23 新型コロナウイルスと地域コミュニティ等について、貴区で実施した施策としてあてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 総会や役員会の開催について、書面開催を推奨する通達を行った

2. 町会・自治会主催の事業（地域清掃、ラジオ体操等）の実施判断の支援となる通達を行った

3. 補助金、交付金等の申請期限の延長を行った

4. 町会・自治会や地域活動等と新型コロナウイルスに関する相談窓口を開設した

5. 町会・自治会向けの回覧板・掲示板用資料の配布を中止した

6. テレビ会議/オンライン会議の導入について支援をした

7. その他

【その他記入欄】

24 貴区では新型コロナウイルスを変化のチャンス等ポジティブに捉え、町会・自治会に対して実施した施策はありますか。ひとつ選んで○をつけてください。

1. 実施した

2. 実施を予定している

→（1、2を選択した場合）

具体的な内容をご記入ください。

3. 実施していない

25 新型コロナウイルス禍を契機に活動の見直しや新たな活動を始めた町会・自治会があれば教えてください。（団体名を伏せてご記入いただいても構いません）

【団体名】

【活動概要】

2. 23区町会・自治会アンケート調査票

回答者情報	
ご所属（役職）	
ふりがな	
お名前	
電話番号	
メールアドレス	

ご協力ありがとうございました。

特別区長会調査研究機構 町会・自治会向けアンケート票			
A 貴団体の概要			
1 設立時期はいつ頃ですか。			
西暦 昭和 平成 わからない		年頃	
2 会員数と構成について、以下に記入してください。			
年 月現在の会員数		合計	件程
(a) 一般世帯の会員			世帯程
(b) 集合住宅単位の会員			世帯程
(c) 法人（事業所等）会員			団体程
(d) その他（ ）			
3 住民（世帯）の加入率について当てはまるものひとつに○をつけてください。（直近の状況）			
1. 80％以上			
2. 70～80％程度			
3. 60～70％程度			
4. 50～60％程度			
5. 50％未満（おおよそ_____％程度）			
4 区域に最近5年以内に転入してきた住民（世帯）の加入率について当てはまるものひとつに○をつけてください。			
1. 80％以上			
2. 70～80％程度			
3. 60～70％程度			
4. 50～60％程度			
5. 50％未満（おおよそ_____％程度）			
6. 過去5年程度の間に転入者がいなかった			
5 地域の特性について当てはまるものひとつに○をつけてください。			
1. 戸建住宅が多数を占める地域			
2. アパートやマンションが多数を占める地域			
3. 戸建住宅とアパートやマンションが混在する地域			
4. 商店街など業務地区が大部分を占める地域			
5. その他（上記にあてはまらない特性：_____）			

I
1
2
3
4

II
1
2
3

III
1
2
3

IV
1
2

資料編

1
2
3
4

B 組織運営について

6 現在の会長の在任（在職）年数はおおよそ何年くらいですか。

在任（在職）年程度

7 現在の会長の年齢（年代）について当てはまるものひとつに○をつけてください。

1.

30 歳代以下
2.

40 歳代
3.

50 歳代
4.

60 歳代
5.

70 歳代
6.

80 歳代以上

8 会長職以外に兼任されている役職（委員等）はありますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1.

民生委員、児童委員等
2.

各種統計調査員（国勢調査員 等）
3.

青少年健全育成に関する委員
4.

環境美化等に関する委員
5.

健康、スポーツ等に関する委員
6.

小中学校等に関する委員
7.

公共施設運営・評価等に関する委員
8.

防災等に関する委員
9.

防犯等に関する委員
10.

区主催イベントの実行委員
11.

行政評価等に関する委員
12.

協働推進等に関する委員
13.

国民健康保険運営等に関する委員
14.

生涯学習等に関する委員
15.

情報公開、個人情報等に関する委員
16.

都市計画等に関する委員
17.

文化、芸術等に関する委員
18.

長期計画等策定に関する委員
19.

選挙に関する委員等
20.

その他（）

9 役員は会長を含めて何人ですか。（複数役職を兼務している場合も1人と数えてください）

役員数は会長を含めて人

10 おもな活動拠点について当てはまるものひとつに○をつけてください。

1.

会館を所有している
2.

公共施設を借りている
3.

民間の物件を借りている
4.

その他（）

11 年間の活動予算規模はどれくらいですか。（令和2年度予算の状況）

当てはまるものひとつに○をつけてください。

1.

1 0 0 万円未満
2.

1 0 0 ～ 2 0 0 万円程度
3.

2 0 0 ～ 3 0 0 万円程度
4.

3 0 0 ～ 4 0 0 万円程度
5.

4 0 0 ～ 5 0 0 万円程度
6.

5 0 0 万円以上（おおよそ円程度）

12 収入の内訳について、以下に記入してください。（令和元年度実績）

	収入全体に占めるおおよその割合
住民からの会費収入	%
法人からの会費収入	%
事業収入（集団回収、駐車場・自販機運営等）	%
行政からの補助金・委託費等	%
寄付金	%
その他（ ）	%

13 支出の内訳について、以下に記入してください。（令和元年度実績）

	支出全体に占めるおおよその割合
防災・防犯に関する活動費	%
住民交流（おまつりや行事等）に関する活動費	%
環境美化に関する活動費	%
高齢者の福祉に関する活動費	%
広報活動に関する経費	%
運営（会議費・会館維持費・事務費等）に関する経費	%
その他（ ）	%

14 組織運営上の問題について、深刻だと思うものを順に3つ選び、
下の「1位」～「3位」欄に選択肢の数字を記入してください。

1.

住民の関心が低く行事や活動への参加が少ない
2.

役員の高齢化や役員のなり手不足、活動従事者が固定化している
3.

行政からの依頼事項や仕事の負担が大きい
4.

町会・自治会だけでは対応が困難な地域課題が増えている
5.

住民の加入率が低い
6.

活動資金が不足している
7.

活動拠点（町会会館など）が不足している
8.

プライバシーへの配慮から住民の交流や高齢者支援などが困難である
9.

その他（）

	1 位	2 位	3 位
上記選択肢の数字を 記入してください			

C 地域課題、町会加入への取組について

15 地域課題について、重要だと思うものを順に3つ選び、下の「1位」～「3位」欄に選択肢の数字を記入してください。

また、選択した課題の解決に向けた取組や成果等があれば右欄に簡単に記入してください。

1. 高齢者の見守り
2. 子どもの安全対策や防犯に関すること
3. 外国人住民との交流や生活ルール・マナーの啓発など
4. 迷惑駐車や交通安全など地域内の交通や道路に関すること
5. 地域の防災対策に関すること
6. 子育ての支援や青少年の育成に関すること
7. ごみの出し方や資源の持ち去り問題などごみに関すること
8. 空き家の増加や空き家対策に関すること
9. 住民同士の交流やコミュニケーションに関すること
10. その他（ ）

順位	選択肢 の数字	課題解決に向けた取組や成果等があれば簡単に記入してください。
1 位		
2 位		
3 位		

16 未加入者に対する加入促進の取組について、当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 特に行っていない
2. 直接訪問して勧誘している
3. チラシやパンフレットをポストへ投函している
4. おまつりやイベントの際にチラシやパンフレットを配布している
5. マンション建設業者・管理会社と町会加入に関する事前協議をしている
6. マンションやアパートの大家、管理者等を通して勧誘している

上記以外にあれば以下に記入してください

D 行政の施策について

17 町会・自治会への加入促進や活性化のために、貴団体が過去3年程度の間
行政から受けたことのある支援について、以下から当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 町会・自治会の課題に対する外部人材（専門家やアドバイザー）の派遣
2. 町会役員等を対象とした組織運営や地域課題解決に関する講座や講習会
3. マンション建設業者・管理会社に対する町会加入への協力要請
4. ホームページの作成やインターネット活用の支援
5. 外国人に対する町会・自治会についての啓発や加入促進策、資材（チラシ等）の提供
6. 若年層に対する町会・自治会についての啓発や加入促進策、資材（チラシ等）の提供
7. 町会・自治会への加入促進のための条例制定
8. 補助金や助成金など財政的な支援
9. 町会・自治会と他の団体や事業者との協力・協働のコーディネート
10. 活動場所（町会会館等）確保のための支援
11. その他（ ）

今後行政に重点的に取り組んでほしい施策を上の選択肢から順に3つ選び、下の「1位」～「3位」欄
に選択肢の数字を記入してください。

当てはまるものがない場合は欄内に記入してください。

	1 位	2 位	3 位
上記選択肢の 数字 または 自由記入			

18 行政に対して新たに設けてほしい補助金制度があれば、その内容と理由を記入してください。

内容	理由

E 外国人住民について

19 貴団体の地域に、外国人住民はいますか。当てはまるものひとつに○をつけてください。

- 1. いる（全住民のうち _____ %程度）
- 2. いない
- 3. わからない

→（1を選択した場合）

1. 近年（過去3年程度）の間に、外国人住民は増加していますか。

- （ア）増加している
- （イ）あまり変わらない
- （ウ）減少している

2. 外国人住民のうち、会員となっている住民はいますか。

- （ア）いる（全外国人住民のうち _____ %程度）
- （イ）いない
- （ウ）わからない

20 外国人住民の加入促進や活動参加のために行っている取組があれば簡単に記入してください。

21 外国人住民との共生のために行政に協力、支援してもらいたいことがあれば、簡単に記入してください。

F コロナ禍における対応について

22 令和2年度の会費の徴収について、当てはまるものひとつに○をつけてください。

- 1. 平常通り徴収した
- 2. 減額した（期間 _____ か月）
- 3. 免除した（期間 _____ か月）

23 回覧板の回付について、当てはまるものひとつに○をつけてください。

- 1. 平常通り回付した
- 2. 休止した（現在は再開）
- 3. 現在も休止している

24 コロナ禍において、インターネット等の活用は進みましたか。当てはまるものひとつに○をつけてください。

- 1. 活用が進んだ
- 2. 以前から活用しており、あまり変わらない
- 3. 以前と変わらず活用していない

→（1、2を選択した場合）

どのようなことに活用していますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- （ア）町会・自治会のホームページで情報発信している
- （イ）ツイッターやフェイスブック、インスタグラム等のSNSを活用して情報発信している
- （ウ）役員や会員間の連絡に、メーリングリストやLINE等のサービスを活用している
- （エ）会議の一部ないし全部をオンラインで実施している
- （オ）その他（ _____ ）

→（3を選択した場合）

活用していない理由について、当てはまるものすべてに○をつけてください。

- （ア）必要性を感じない
- （イ）活用したいが、パソコンやスマートフォンを所持していない
- （ウ）活用したいが、使い方がわからない
- （エ）その他（ _____ ）

ご回答者情報	
団体名	
役職	
ふりがな	
お名前	
電話番号	
メールアドレス	

ご協力ありがとうございました。

3. 研究会開催概要

日時	実施内容
令和2（2020）年 6月25日（木）	●研究プロジェクトメンバー紹介 ●研究の概要、スケジュールに関する報告及び議論
7月30日（木）	●23区アンケート設問内容の確認 ●町会・自治会対象アンケートの設問に関する議論 ●23区の町会・自治会加入率の把握・公表状況及び町会非加入の理由調査に関する報告 ●事例ヒアリングの候補に関する議論
8月31日（月）	●町会・自治会対象アンケート設問内容の確認 ●23区対象アンケートの調査結果（速報）報告
10月8日（木）	●23区対象アンケートの結果報告 ●町会・自治会対象アンケートの実施状況報告 ●事例ヒアリング対象の選定
11月16日（月）	●きらりよしじまネットワーク ヒアリング
11月26日（木）	●町会・自治会対象アンケートの結果報告 ●ヒアリング実施状況に関する報告 ●報告書作成スケジュールの確認
12月23日（水）	●雲南市 ヒアリング
令和3（2021）年 2月10日	●報告書記載事項の最終確認

4. 研究会メンバー一覧

リーダー

葛飾区政策経営部経営改革担当課長	羽田 顕
葛飾区地域振興部地域振興課長	佐藤 秀夫

研究員

葛飾区地域振興部地域振興課地域活動係長	宮川 雅子
葛飾区地域振興部地域振興課地域活動係	太田 拓洋
葛飾区政策経営部経営改革担当課経営改革担当係	小嶋 竜太
葛飾区政策経営部政策企画課企画担当係	根本 彩
世田谷区生涯学習部深沢図書館館長	薬師神 馨
江戸川区生活振興部小岩事務所地域サービス係	山崎 侑輝

コンサルタント

株式会社ダイナックス都市環境研究所

令和2年度

特別区長会調査研究機構調査研究報告書一覧

テーマ名	提案区等
基礎自治体におけるテレワークの活用と実現方法	品川区
「持続可能な開発のための目標（SDGs）」に関して、特別区として取り組むべき実行性のある施策について	荒川区
自尊感情とレジリエンスの向上に着目した、育児期女性に対する支援体制構築に向けての基礎研究	板橋区
大局的に見た特別区の将来像	江戸川区
特別区における小地域人口・世帯分析及び壮年期単身者の現状と課題	基礎調査
特別区における職場学習の現状と効果的な学習支援のあり方	千代田区
特別区におけるごみ減量に向けた取り組みの推進と今後の清掃事業のあり方	江東区
将来人口推計のあり方	世田谷区
特別区が行うソーシャルビジネスの活動支援策～地域課題の現状把握を踏まえて～	世田谷区
債権管理業務における生活困窮者支援・外国人対応	中野区
地域コミュニティ活性化のためにとりうる方策	葛飾区

以上の11テーマを各テーマ別の報告書（計11冊）にまとめて発行しています。
各報告書は、特別区長会調査研究機構ホームページで閲覧できます。

<https://www.tokyo23-kuchokai-kiko.jp>

特別区長会調査研究機構

検索

CLICK!



令和2年度 調査研究報告書

地域コミュニティ活性化のためにとりうる方策

令和3年3月31日発行

発行：特別区長会調査研究機構 事務局：公益財団法人特別区協議会

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 TEL：03-5210-9053 Fax：03-5210-9873

※本書の無断転載・複製は、著作権法上での例外を除き禁じられています。

印刷所：図書印刷株式会社